

日田市人権施策基本計画(改訂版)

市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う
明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現をめざして



「人権の輪が広がりますように！！」

平成 29 年度 前津江小学校「人権の花」運動

令和3年3月

日 田 市

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらに持っている「人が人として幸せに生きていくための権利」です。誰もが幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。



わが国では、これまで様々な人権施策が展開されてきましたが、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題に加え、近年では、性的少数者（性的マイノリティ）に対する人権問題やインターネット等での書き込みを悪用した差別事象、特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチなど、人権を取り巻く課題はますます多様化しています。

また、一昨年は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

これまで本市では、平成19年3月に「日田市人権施策基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきましたが、このたび、これまでの取組の成果や昨年度実施しました「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、複雑・多様化する人権問題の解決を図るため、本計画の改訂を行いました。

今後とも、「市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現」をめざして、市民の皆様のご理解とご協力のもと、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました「日田市部落差別等をなくし人権を守る協議会」の皆様をはじめ、「人権に関する市民意識調査」にご協力いただきました多くの市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

日田市長 原 田 啓 介

目 次

| | |
|----------------------------------------|----|
| 第1章 基本計画(改訂版)策定の背景と基本的考え方 | 2 |
| 1. 計画改訂の趣旨・目的 | 2 |
| 2. 策定の背景と社会の取組 | 2 |
| (1) 国際社会における取組 | 2 |
| (2) 国・県における取組 | 3 |
| (3) 日田市における取組 | 4 |
| 3. 基本的考え方 | 4 |
| (1) 人権尊重の基本理念 | 4 |
| (2) 人権施策の推進に関する理念 | 5 |
| (3) 基本目標 | 5 |
| 4. 人権をめぐる市民の意識 | 5 |
| 第2章 人権課題の現状と施策の方向性 | 9 |
| 1. 部落差別問題 | 9 |
| 2. 女性をめぐる問題 | 10 |
| 3. 子どもをめぐる問題 | 12 |
| 4. 高齢者をめぐる問題 | 13 |
| 5. 障がい者(児)をめぐる問題 | 15 |
| 6. 外国人をめぐる問題 | 16 |
| 7. HIV感染者・ハンセン病患者等をめぐる問題 | 17 |
| 8. インターネットによる人権侵害 | 18 |
| 9. さまざまな人権問題 | 18 |
| 第3章 人権施策の総合的な推進 | 20 |
| I. 人権教育・啓発の推進 | 20 |
| 1. あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進 | 20 |
| (1) 就学前教育 | 20 |
| (2) 学校教育 | 20 |
| (3) 社会教育 | 21 |
| (4) 家庭・地域 | 21 |
| (5) 企業 | 21 |
| (6) 特定の職業に従事するもの | 22 |
| 2. 人権教育・啓発の効果的な推進 | 23 |
| (1) 学習の場の提供 | 23 |
| (2) 学習内容の充実 | 23 |
| (3) 人材の育成・活用 | 23 |
| (4) 教材の整備・活用 | 23 |
| (5) マスメディアの活用 | 24 |
| II. 相談・支援・権利擁護の充実 | 24 |
| 第4章 推進体制等の充実 | 25 |
| 1. 全庁的な推進体制 | 25 |
| 2. 関係機関・団体等との連携・協力 | 25 |
| 3. 計画の推進期間と見直し | 25 |
| 【資料編】 | 26 |

第1章 基本計画(改訂版)策定の背景と基本的考え方

1. 計画改訂の趣旨・目的

世界人権宣言^{*}及び日本国憲法^{*}では、すべての人に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等であると定められています。

本市では、2007(平成 19)年に「日田市人権施策基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、部落差別問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいのある人への差別や偏見など依然として解決すべき課題は多く、また、近年ではインターネットを悪用したひぼう・中傷やプライバシーの侵害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ、性的少数者に対する偏見など、人権問題は複雑かつ深刻化しています。

このような背景のもと、2016(平成 28)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果や「部落差別等をなくし人権を守る協議会」での意見を踏まえながら、新たな課題に対応すべく、施策の見直しを図り、より充実した計画とすることで、「互いに人権を尊重しあえる共生社会の実現」を目指します。

※世界人権宣言 … 資料編参照

※日本国憲法 … 資料編参照

2. 策定の背景と社会の取組

(1) 国際社会における取組

1948(昭和 23)年の国際連合(以下「国連」という)第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」(1965年・昭和 40年)、「国際人権規約」(1966年・昭和 41年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」(1979年・昭和 54年)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989年・平成元年)等が採択され、あらゆる人々の人権の擁護と差別の撤廃に向けた取組を推進しています。

また、国連は1995(平成 7)年から2004(平成 16)年にかけての10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、これを具体的に実施するための行動計画が示されました。

これにより各国では国内行動計画の策定や人権センターの設立など、人権教育の推進に向けた取組が推進されてきました。

そして「人権教育のための国連10年」の最終年となる2004(平成 16)年には、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした、「人権教育のための世界計画」決議が採択されました。

この計画は、「初等教育及び中等教育における人権教育」をテーマとする「第1フェーズ(段階)」(2005年・平成 17年～2009年・平成 21年)、「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」をテーマとする「第2フェーズ」(2010年・平成 22年～2014年・平成 26年)を経て、現在は「メディア・ジャーナリストへの人権教育」及び第1、第2フェーズの重要な行動計

画の取組の強化などをテーマとする「第3フェーズ」(2015年・平成27年～2019年・平成31年)の取組が各国で展開されています。

(2) 国・県における取組

わが国では、戦後、「日本国憲法」の基本的人権の尊重の理念に基づき、国際社会の動向とも連動しながら、国内の人権尊重・人権擁護に向けた様々な取組を推進してきました。

国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」(1975年・昭和50年)、「国際児童年」(1979年・昭和54年)、「国際障害者年」(1981年・昭和56年)、「国際識字年」(1990年・平成2年)等、多くの国際年に積極的に取り組み、その趣旨に基づいて国内法の整備を進めてきました。

わが国固有の人権問題である部落差別問題については、1965(昭和40)年の「**同和対策審議会答申***」に基づき、「同和対策事業特別措置法」等による特別対策が1969(昭和44)年から2002(平成14)年までの33年間実施されてきました。また、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であることから、2016(平成28)年に「**部落差別の解消の推進に関する法律***」が施行され、その基本理念として「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現する」とうたわれています。

女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する様々な人権課題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーション*、多文化共生社会*の実現などの理念のもとに、その改善に向けた施策等が推進されています。

しかしながら、国連の**規約人権委員会***等の各機関からは、わが国には依然として様々な人権課題が存在すると指摘されています。

1997(平成9)年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとなりました。また、2000(平成12)年には「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律***」が施行され、2002(平成14)年には同法に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。こうした中、部落差別問題をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、あらゆる人の人権尊重・擁護を目的とした法整備が進められ、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進しています。

大分県においても、1997(平成9)年に『人権教育のための国連10年』大分県推進本部を設置し、1998(平成10)年には人権尊重意識の確立と人権文化を構築するため、行動計画を策定しました。さらに、2005(平成17)年に「人権教育のための国連10年」を基本として、人権施策を総合的に推進するための指針として、「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、この基本計画に基づき、2008(平成20)年に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定し、2010(平成22)年には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針実施計画」を策定しました。

その後、2013(平成25)年に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するために基本方針を改定し、2016(平成28)年に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しました。

※同和対策審議会答申 … 資料編参照

※部落差別の解消の推進に関する法律 … 資料編参照

※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 … 資料編参照

- ※ノーマライゼーション…障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ正常な社会であるという考え方。
- ※多文化共生社会 … 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。
- ※規約人権委員会 … 国際人権規約の一部である「自由権規約」の実施を監督するための国連の機関。自由権規約人権委員会または自由権規約委員会などと呼ばれることもある。

(3) 日田市における取組

本市においては、これまでも人権問題を市政の重要施策として積極的に推進してきました。

中でも部落差別問題は、早急に解決しなければならない課題であるとの認識から、生活環境の整備をはじめとした同和対策事業や部落差別問題に関する人権教育・啓発に積極的に取り組み、1995(平成7)年には、あらゆる差別の撤廃および人権の擁護を図り、明るい地域社会の実現に寄与することを目的に「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例^{*}」を制定しました。

2000(平成12)年には、人権という普遍的文化を本市に構築することを目的とし、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標に、『人権教育のための国連10年』日田市行動計画」を策定し、人権教育を進めてきました。

しかしながら、依然として部落差別問題、高齢者、女性、子ども、障がい者等をめぐる問題など多くの課題が残されていることから、『人権教育のための国連10年』日田市行動計画」の終了を受け、これを基本として、2007(平成19)年に人権施策の取組指針とする「日田市人権施策基本計画」を策定しました。

そして、この基本計画の具体化を図るため、2009(平成21)年度に「日田市人権施策基本計画推進プラン(2009(平成21)年度～2013(平成25)年度)」を策定し、2014(平成26)年度からは第一次推進プランを見直し改正した第二次推進プラン(2014(平成26)年度～2018(平成30)年度)により全庁的な取組を進めているところです。

また、人権教育を総合的に推進するため、2012(平成24)年に「日田市人権教育基本方針」を策定し、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる分野において、総合的な取組を進めているところです。

※日田市部落差別等をなくし人権を守る条例 … 資料編参照

3. 基本的考え方

(1) 人権尊重の基本理念

人権とは、すべての人が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければいけないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ(11条、97条)、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(13条)と法の下での平等及び差別の禁止(14条)という包括的な規定と様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されており、国際社会で取り決められた諸条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体など公権力との関係においてはもちろ

ん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

これからの社会では、一人ひとりが自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自他の人権の共存を図っていくことが重要です。

そこで、人権に対する正しい認識が定着し、日常生活の中で自然に態度や行動にあられるように、あらゆる場や機会、手法を活用して人権教育・啓発を推進し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、互いに尊重しあえる心豊かな共生社会の実現を目指します。

(2) 人権施策の推進に関する理念

人権施策をあらゆる面で総合的に推進していくには、人権教育・啓発の推進がその主要な柱となります。2000(平成 12)年に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、同法第3条に「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行なわなければならない」とあります。また、同法第5条に地方公共団体の責務として、「その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、さらに同法第6条では、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とあります。

人権施策の推進においては、この法の精神に基づき総合的かつ効果的に取り組むものとします。

(3) 基本目標

心豊かで輝く人の育つまちづくりを推進するため、互いに尊重しあえる社会の実現を目指し、様々な人権問題の解決に向けた人権施策に取り組みます。

そのため、本計画では、「**市民一人ひとりがお互いに人権を尊重し合う 明るく安心して暮らせる心豊かな共生社会の実現をめざして**」を基本目標とします。

4. 人権をめぐる市民の意識

I. 平成 28 年度「人権に関する市民意識調査」の概要

本市では、これまでの人権教育・啓発の取組を検証するとともに新たな人権施策の推進に資することを目的として、1996(平成 8)年から 5 年ごとに市民意識調査を実施してきました。2016(平成 28)年 9 月に実施した 5 回目の「人権に関する市民意識調査」は、20 歳以上の市民から抽出した 1,200 人を対象に行いました。調査の内容は、「人権問題全般」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「その他のさまざまな人権問題」、「部落差別問題」、「人権教育及び人権啓発活動」、「本人通知制度」に関する質問で、34 項目(38 事項)となっています。

II. 調査結果の概要

(1) 人権問題全般について

人権問題の関心度については、「障がい者の人権」に続き「インターネットによる人権問題」が高くなっています。なお、「高齢者」、「子ども」、「女性」の人

権も前回と同様に関心が高くなっています。2016(平成28)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称：障害者差別解消法)が、また、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、さらに、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。今後は、これらの法律に精通し、また、様々な分野の人権問題の啓発に対応できる人材の発掘や講師の育成が必要であると考えます。

人権に関する宣言や法律等の認知度については、特に部落差別問題や部落差別に関する法律等の認知度が、前回に続き、低い結果が出ており、研修会や講演会等で新しい法律等を交えた学習を推進し、人権尊重の意義を踏まえた教育・啓発が必要であると考えます。

人権侵害の経験については、「ある」が前回より減少しているものの、自分の人権が侵害された時の対処方法については、「何もしなかった」が前回と同様に高い水準となっています。また、行政機関等への相談が依然として低いことから、より一層、国や県等の相談機関との連携や相談窓口等の周知徹底を行う必要があります。

(2) 分野別課題について

① 部落差別問題

部落差別問題の認知度については、「知っている」は69.4%(前回84.6%)となっており、減少しています。また、「知ったきっかけ」は、「学校の授業で学んだ」が20歳代から50歳代で高く、「家族から聞いた」が50歳代以上で高くなっています。

住まいを選ぶ際の条件については、『被差別部落の地域内』を「全く気にしない」が24.7%で、『近隣に被差別部落がある』を「どちらかといえば避けない」と「全く気にしない」を合わせると51.1%で、全年代では「全く気にしない」が高くなっています。

部落差別問題についての思いは、『初めて知ったとき』に「差別があることを許せないと思った」が7.2%でしたが、『現在どう思っているか』では増加して26.3%となり、気持ちの変化が顕著に現れています。また、「どういうことなのか、よく分からなかった」が、20.5%から6.4%に減少しています。そのきっかけとなったのは「研修会や講演会を聞いて」が高く、次いで「家族や友人から聞いて」、「被差別部落の人との交流」と「学校の授業で学んで」の順になっています。

被差別部落出身の人との結婚については、『子どもの結婚』は「子どもの意思を尊重する」、『本人の結婚』の場合も「自分の意思を貫き結婚する」が前回よりも高くなっていますが、『本人の結婚』については「結婚しない」や「わからない」等の回答は減少しているものの合わせると18.7%となっています。

部落差別問題解決に向けた考えについては、「人権教育や啓発を積極的に推進する」が54.4%と前回よりも高く、次いで「そっとしておけば差別はなくなる」が34.1%で前回より減少しているものの、まだ高い割合で「寝た子を起すな」という意識が残っている傾向にあります。

被差別部落の人に対する『差別意識をもっている人がいるか』については、「なかには差別意識をもっている人がいる」が、42.5%と高く、前回より増加しています。「差別意識をもっている人はもういなくなった」は30歳代と40歳代で0%です。

いまだに残る差別意識の解消のため、あらゆる機会をとらえた研修会や講演会の開催及び被差別部落出身者との交流などを通して、人権教育や啓発を推進していくことが必要であると考えます。

②女性

女性に関する人権問題については「職場における差別待遇」が全年代で最も高く、次いで「男女の固定的役割分担意識」、「親しい関係にある男性からの暴力」と続き、特に若年層が問題意識を強く持っている傾向が伺えます。

女性の社会参画が進む一方で解決すべき課題が今なお多く残されています。

③子ども

子どもに関する人権問題については、前回と同様に、「いじめがあること」が全年代で最も高く、次いで「いじめの見て見ぬふり」や「保護者や同居人による子どもへの虐待」、「保護者の経済状況により、子どもが十分な食事や学習機会などを得られないこと」の順となっています。このように、いじめや虐待問題が大きな課題といえます。

④高齢者

高齢者に関する人権問題については、「施設へ入居ができるかわからないなど、老後の不安があること」、「経済的な自立が困難なこと」、「一人暮らし、寝たきり、閉じこもりなどへの不安やそれらによる不便があること」の順となっています。

日田市の65歳以上の高齢化率は、32.7%（平成27.10.1国勢調査）であり、前回の29.0%（平成22.10.1国勢調査）より増加しており、今後の超高齢社会に対応した人権施策が求められています。

⑤障がい者（児）

障がい者に関する人権問題については、「就労の機会や働く場が十分確保されていないこと」が高く、次いで「施設整備が十分でない」、「差別的な言動をされること」の順となっており、社会参加をはばむ要因である障壁（物理的、心理的）を取り除くことが必要であると考えます。

⑥外国人

外国人に関する人権問題については、「外国語で対応できる病院や施設などの整備が不十分であること」が前回と同様に高く、次いで「文化や習慣の違いなどから地域とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」の順となっています。

日田市の登録外国人は、336人（平成28.3.31現在）で総人口に占める割合は0.49%と前回314人（平成23.4.1）より増加しており、外国人とのふれあいや理解を深める取組が必要であると考えます。

⑦HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症患者に関する人権問題については、「その他」が高く、次いで「差別的な言動をされること」、「結婚を断られたり、離婚をせまられたりすること」の順となっています。

感染症患者の病気に対する思い込みや理解不足が、差別や偏見を助長する結果となり得ることから、病気に関する正しい知識の普及や理解を促進することが必

要であると考えます。

⑧インターネット

インターネットによる人権問題については、前回同様、「他人をひぼう・中傷する表現や差別を助長する表現など、人権が侵害される情報が掲載されること」が高く、次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「悪質商法などによるインターネット取引での被害が増えていること」の順となっています。

日本のインターネット利用者数は平成 27 年度末で 1 億 46 万人（総務省）であり、前回 9,610 万人（平成 23 年度末）より増加しており、インターネット上では、匿名で書き込みが行われることによる差別や名誉毀損等の問題が深刻な状況となっています。職場や学校等での情報教育や情報モラルの啓発活動を推進していくことが必要であると考えます。

⑨性的少数者

性的少数者に関する人権問題については、「性的少数者に対する社会的理解が低いため、誤解や偏見があること」が高く、次いで「地域社会や職場、家庭、学校などで嫌がらせを受けたり、差別的な言動を受けること」の順となっています。

性的少数者の中には、偏見や差別を恐れ一人で悩み苦しんでいる人もいます。一人ひとりの違いを認め、偏見や差別をなくす教育や啓発活動を推進していくことが必要であると考えます。

(3) 人権教育及び人権啓発活動等について

様々な人権問題とあなたとの関係については、「自分とも関係があると思うが、個人ではどうしようもない問題なのでなりゆきに任せる」が 28.1%で高くなっています。このことから、「人権」は憲法に保障された一人ひとりが幸せに生きる権利であり、自分のみならず他者の人権を守らなければならないということに気づかせる教育や啓発が必要と考えます。

自治会、職場等での研修会の参加状況については、「参加した」が 53.0%となっています。また、研修会へ参加した人のうち、「役立った」「知ることができた」と回答した人は前回と比べて減少していることから、研修会や講演会の内容について参加者の理解度などを考慮し工夫する必要があります。さらに、「参加したことがない」人の中で、「研修会や講演会が開かれていることを知らなかった」が 13.3%で、前回の 29.4%より減少していますが、依然として「研修会等が開かれていることを知らなかった」という回答があることから、周知方法を工夫する必要があります。

広報ひたの「人権コラム」に関しては、49.0%（前回は 59.8%）の人が読んでいますが、「載っていることを知らない」が 20 歳代から 40 歳代で高くなっています。

「本人通知制度」については、59.8%の人が「知らない」と答えています。今後、あらゆる機会をとらえて制度の重要性を周知し、登録を推進していくことが必要と考えます。

今後の取組については、前回同様、「学校や自治会などの地域における人権教育や啓発を充実させる」が最も高く、「人権にかかわりの深い特定の職業従事者の意識の向上」、「市民の交流を深める機会の提供」の順となっています。

市民が人権に関する正しい知識と理解に努め、学習の成果として日常生活の中で生かされる人権感覚を身につけるための人権教育や啓発活動でなければならないと考えます。

第2章 人権課題の現状と施策の方向性

人権施策の推進に当たっては、部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者(児)、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等をめぐる問題などを重要課題として位置づけ、この基本計画(改訂版)や人権に関する課題ごとの個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

1. 【部落差別問題】

《現状と課題》

わが国固有の重大な人権問題である部落差別問題については、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」が提出され、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されてから、同和対策及び地域改善対策として様々な施策が実施されてきました。

その結果、本市では、生活環境の整備をはじめとした物的基盤整備はほぼ完了し、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されました。

また、特別措置法失効後も、国の行動計画や基本計画に基づき、部落差別問題を人権課題の重要な柱として位置づけ、引き続き、その解決に向け積極的に取り組んでいます。

特に差別意識の解消に向けての活動は、日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会を中心に、「全ての市民の基本的人権が等しく尊重される社会を希求し、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消を図る」ことを目指して、地域や学校、職場、団体等において、積極的に人権教育・啓発を推進しています。

しかしながら、心理面での差別意識の解消は十分とはいえず、結婚問題を中心に差別意識は依然として根強く存在しており、さらに、情報化の進展に伴いインターネット上の差別的な書き込み等が拡散している状況もあります。

市民意識調査の結果をみると、部落差別問題の解決に対する考え方については、「人権教育や啓発を積極的に推進する」と回答した人が約5割(54.4%)を占めており、市民一人ひとりの意識改革が重要であると感じていることから、今後は、部落差別問題の正しい理解により意識改革が図れるよう、それぞれの意識の改善を目的とした交流の促進や人権教育・啓発活動に取り組む必要があります。

2016(平成28)年に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」として、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

《施策の方向性》

2002(平成14)年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、被差別部落・被差別部落関係者を対象とする特別対策事業は終了しました。しかし、この法が失効したことをもって、部落差別問題が完全に解決したということではありません。

実態的な差別はほぼ解消され、表層では差別が見えにくくなっていますが、依然として残る心理的差別をなくすため、「同和対策審議会答申」や「**地域改善対策協議会意見具申***」の趣旨を十分認識しながら、市民一人ひとりが解決に向けて自らの課題

として主体的に取り組んでいけるような、効果的な教育・啓発を推進します。部落差別問題の解決のために長年にわたり取り組んできた方法を活かして、他の人権課題の解決の規範となるように対策の進化、発展に努めます。

(1) 部落差別問題に関する教育・啓発の推進

部落差別問題の解決に向け啓発内容や手法を研究し、効果的な教育・啓発活動の推進に努めます。

(2) 地域における啓発活動の支援

各町内や企業・団体等が行う人権啓発研修において、部落差別問題に関する研修の取組を推進します。

また、地区集会所においては、学習会や人権フェスティバルの開催等において、地域や世代間での交流活動を通じて理解を深める取組を推進し、人権啓発活動の拠点としての機能充実に努めます。

(3) 相談・支援体制の充実

部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題に対応するため、国、県、民間団体との連携を図りながら、相談・支援体制の充実に努めます。

(4) 実態調査

部落差別問題の解決に関する施策の推進を図るため、国、県との協力体制を整えるとともに、地域に密着した地区集会所の相談事業等により実態把握に努めます。

(5) えせ同和行為の排除

部落差別問題解決の大きな障害原因であるえせ同和行為[※]に対しては、啓発パンフレットや広報を通じて市民や企業に啓発を図るとともに、関係機関と連携して、その排除に努めます。

※地域改善対策協議会意見具申 … 資料編参照

※えせ同和行為 … 部落差別問題を口実にして、会社・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為。

2. 【女性をめぐる問題】

《現状と課題》

1975(昭和 50)年の「国際婦人年」を契機に、国際的に女性の地位向上に関する取組が進められ、1979(昭和 54)年に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。

国内では、「女子差別撤廃条約」批准後、1999(平成 11)年に制定された「男女共同参画社会基本法[※]」により、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題であると位置づけられました。

さらに、2015(平成 27)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[※]」を制定し、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分発揮して活躍でき

るよう、社会全体での取組を進めています。

一方、女性の日常生活の場における人権を守るために、2000(平成 12)年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001(平成 13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2001(平成 13)年に「日田市男女共同参画基本計画」を、2016(平成 28)年には「日田市女性活躍推進計画」を策定しました。

市民意識調査の結果をみると、「女性に関する人権について特に問題と思われるもの」は、「職場における差別待遇」が 53.1%と最も多く、次いで「男女の固定的な役割分担意識」、「親しい関係にある男性からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)※)」の順になっています。

法律や制度上は、女性の人権を守る様々な取組が行われていますが、現実には、職場における男女差別や女性の育児・介護負担、配偶者や恋人からの暴力も対策が必要になっています。また、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)※やストーカー行為など女性の人権に関する様々な問題が存在しています。

男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することが求められています。

《施策の方向性》

あらゆる場で、男女平等意識の醸成^{じょうせい}や男女共同参画について人権教育・啓発を推進し、女性と男性がお互いの個性を認め合い、その人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、ともに生き生きと活躍できる「男女共同参画社会の実現」を目指していきます。

また、配偶者等による暴力などの被害者に対して、相談にあたる職員の資質の向上と救済体制の整備に努めます。

(1) 「地域・社会では」… ともに活躍する活力あるまちづくり

- ① 政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。
- ② あらゆる暴力の根絶に向け、支援体制の充実に努めるとともに、教育啓発活動を推進し、暴力を許さないという認識の浸透に努めます。
- ③ 地域における男女共同参画を推進します。
- ④ 国際社会の一員として国際交流を通して、多様な価値観を身につけるための取組を行います。

(2) 「家庭では」… 互いに思いやり、協力しあう家庭づくり

- ① 家庭における男女平等を推進します。
- ② 性別による差別を受けることなく、安心して健康な生活を送ることができる環境づくりを行います。

(3) 「職場では」… 生き生きと安心して働ける職場づくり

- ① 働く場における男女平等を推進します。
- ② 多様な労働形態における環境の整備に努めます。
- ③ 仕事と生活との両立への支援を行います。

(4)「教育・学習の場では」… 男女平等教育・学習の環境づくり

- ① 学習の場を通して、男女平等の意識づくりを行います。
- ② 学校における男女平等教育・学習の充実に努めます。

※男女共同参画社会基本法 … 資料編参照

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 … 資料編参照

※ドメスティック・バイオレンス(DV) … 配偶者やパートナーからの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ) … 相手側の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者のみならず、様々な生活の場で起こりうるもの。

3. 【子どもをめぐる問題】

《現状と課題》

子どもたちは、未来を担うかけがえのない存在です。そして無限の可能性をもっています。その子どもたちが、健やかに、また、心豊かにたくましく育つことは、誰しもが願うことです。子どもを単に保護や指導の対象としてのみ捉えるのではなく、「児童憲章」や「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもを独立した人格として尊重する意識を持ち、思いやりやいたわりの心を育み、子どもが社会に参加できる環境を作ることは重要なことです。

近年では、少子化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加とともに地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話の急速な普及などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、1989(平成元)年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を1994(平成6)年に批准し、その後「児童の最善の利益の考慮」という条約の精神に基づき子どもの権利を擁護するため、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を、2000(平成12)年には「**児童虐待の防止等に関する法律***」、また、2013(平成25)年には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「**いじめ防止対策推進法***」が制定されました。

しかしながら、近年、家庭内での子どもに対する暴力やネグレクト(育児放棄)による虐待、子ども同士のいじめや不登校、少年非行の凶悪化、子どもの性を商品化する児童ポルノや売春や買春など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。

市民意識調査の結果をみると、「子どもに関する人権問題で特に問題となっていると思われるもの」は、「いじめがあること」が64.4%と最も多く、次に「いじめを見て見ぬふりをすること」、「子どもへの虐待」の順になっています。

本市においては、2012(平成24)年に「日田市人権教育基本方針」を策定し、学校教育における人権教育を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上などについて具体的施策を進めています。

また、2015(平成27)年には「ひたし子ども育成支援行動計画」を一部継承した「“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン」を策定し、「みんなで育む笑顔あふれる子どものまち“ひた”」を基本理念とした施策を総合的に推進していますが、子どもの人権擁護に向けた積極的な取組を今後も一層進めていく必要があります。

《施策の方向性》

子どもの人権の尊重・保護に向けた取組を推進します。また、専門的な支援が必要

な子どもとその家庭に対して、関係機関との連携強化を図りながらきめ細やかな取組を推進します。

(1) 子どもの人権に関する教育・啓発

発達段階に応じた子どもの心の教育を推進するとともに、地域における子どもの人権意識を高めるため、教育・啓発等を推進します。

(2) 子どもの虐待やいじめの防止と相談機能の充実

育児に関する悩みの相談や指導を行う家庭児童相談室など、相談・支援体制の充実に努めます。また学校等においてインターネットやソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)*などの利用上の注意事項を指導するとともに、家庭、学校、地域が一体となって虐待やいじめの早期発見に努め、早期対応に向けた相談体制の充実に努めます。

(3) 子育て環境の充実

働く女性の増加や労働形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

(4) 家庭教育の支援

子どもの人権尊重意識の形成には、保護者自身が人権を大切にする生き方を示すことが重要です。このため保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を防ぐため、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援の充実に努めます。

(6) 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの相談・支援体制の充実

社会になじめず、自宅に引きこもりがちの子どもや不登校児・生徒などに対し、各種相談や学習機会、社会と触れ合う交流の場などを提供し、早期の社会復帰支援の充実に努めます。

※児童虐待の防止等に関する法律 … 資料編参照

※いじめ防止対策推進法 … 資料編参照

※ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS) … インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。

4. 【高齢者をめぐる問題】

《現状と課題》

わが国の65歳以上の人口は2015(平成27)年の国勢調査では3,346万5千人であり、総人口に占める割合(高齢化率)は26.6%となっています。前回2010(平成22)年の調査と比べると、3.6%上昇しており、調査開始以来最高となっています。

本市においても国と同様に高齢化が進んでおり、また、少子高齢化や核家族化などの進行により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者の増加が予測されます。

近年、高齢者を狙ったひったくりや悪質な訪問販売、特殊詐欺(振り込め詐欺)などによる被害が後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、高齢化、核家族化などに伴う、老々介護や介護疲れなどによる身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待など、高齢者の人権に関する深刻な問題も報告されています。

本市では、「日田市高齢者保健福祉計画」を策定し、介護や支援が必要になっても、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大切にしながら、地域社会全体で高齢者を支える地域福祉の充実を進めてきました。今後は、さらに、高齢者の人権擁護に向けた取組を積極的に展開する必要があります。

市民意識調査の結果をみると、「高齢者に関する人権問題で、特に問題となっていると思われるもの」は、「施設へ入居ができるかわからないなど、老後の不安がある」が42.1%、次いで「経済的に自立が困難」、「一人暮らしなどへの不安や不便」の順になっています。

今後、ますます高齢化が進むことを考えたとき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するとともに、高齢者自身が地域社会の中で積極的な役割を果たしていけるよう、生きがいづくりの充実と高齢者の社会参加を促進することが重要となります。

《施策の方向性》

高齢者が健康で、生きがいをもって積極的に社会参加ができるような取組を推進するとともに、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めます。

また、高齢者自身が自らの知識と経験を生かして、積極的に社会参加できる環境をつくることや、高齢者各人が望む多様な生き方が理解され、尊重される必要があります。よって、人権が尊重された介護・福祉等の在り方への理解を深めるとともに、他世代との交流などを通して人生の先達として高齢者への敬意や感謝の思いを持ち、高齢者が主体的に自らの役割を果たすことのできる社会づくりへの意識を高めていけるよう、教育・啓発に取り組んでいきます。

(1) 高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を推進します。また、相談体制の充実や見守り体制の確立に向けた取組を推進します。

(2) 地域における高齢者の人権に関する教育・啓発

地域における高齢者に関する人権意識を高めるため、教育・啓発等を推進します。

(3) 高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者の社会参加を支援するとともに、生きがい活動の支援に努めます。

(4) 高齢者の生活支援及び介護予防の推進

生活支援サービスの充実や居住環境等の整備、また、介護予防事業を推進します。

(5) 介護サービスの質の向上と介護サービス基盤の整備

介護事業所への指導や介護職員の人材育成に努めます。また、介護関連施設、事業所及び生活支援のための施設の整備を進めます。

5. 【障がい者(児)をめぐる問題】

《現状と課題》

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマに、1981(昭和 56)年を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会では、1983(昭和 58)年から 1992(平成 4)年までの 10 年間を「障害者のための国連 10 年」としました。

国内においては、これらの国際的な動向を契機に、「障害があっても共に暮らす」という考え方が広まり、1993(平成 5)年、「心身障害者対策基本法」を「**障害者基本法***」に改正しました。この改正の基本には**ノーマライゼーション***を導入し、すべての障がい者は「個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」と規定しました。以降、国や県においても、各計画の策定やそれに基づく各種事業が実施されてきました。2006(平成 18)年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、2011(平成 23)年の「障害者基本法」の改正や、2012(平成 24)年の「障害者総合支援法」の制定、2013(平成 25)年の「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)***」の制定と、「障害者雇用促進法」を改正するなど、国内法令の整備を行いました。

本市においても、「障害者基本法」の基本理念のもと、障がい者(児)により質の高いサービスを提供するための指針として 1999(平成 11)年に「第 1 期日田市障害者計画」、2008(平成 20)年に「第 2 期日田市障害者計画」を策定し、各施策を展開してきました。

市民意識調査の結果をみると、「障がい者に関する人権問題で、特に問題となっていると思われるもの」は、「就労の機会や働く場の確保」が 51.8%と最も多く、次いで「施設整備が不十分」、「差別的な言動をされる」の順になっています。

法律や制度の上での障がい者雇用や社会生活の利便性を目指した取組は進んでいますが、障がい者に対する誤解や偏見も依然として存在しています。また、障がいのある人たちは、様々な物理的、制度的、文化・情報面、意識上などの障壁(バリア)のために不利益を被ることが多く、さらに、虐待などの人権侵害や障がい者の財産が不当に侵される事件も発生しています。

こうした中、ノーマライゼーション理念の一層の定着を図り、障がい者も地域の中で、自立した生活を送ることができるような条件を整え、障がいのある人と障がいのない人が共に生きる社会を実現することが求められています。

《施策の方向性》

障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指すとともに、障がい者(児)が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、障害福祉サービスの充実に努めます。

また、障がい者(児)の活動を制限し社会参加への障壁(バリア)となっているものを除去し、障がいによる差別の解消に向けた取組を実施します。

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に則した支援体制の整備

市民等に対して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者

差別解消法)」の理念について、広報等による啓発に努めるとともに、相談支援体制のさらなる充実を図り、障がいのある人に対する差別がなく、合理的配慮が行き届いたまちづくりを目指します。

(2) 地域生活支援の充実

障がい者(児)が可能な限り住み慣れた地域で生活できるように、通所サービスや在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、それらのサービスを有効に活用できる相談支援体制の整備並びに自立のためのコミュニケーションや社会参加を支援するための施策を推進します。

(3) 安全で暮らしやすいまちづくりの推進

障がい者(児)がやさしく安心して暮らせるまちとは、高齢者など他の社会的弱者はもとより、すべての人にとって安全で暮らしやすいまちです。

このため、物理的、心理的障壁(バリア)を取り除き、障がいのある人を地域に迎えらるよう安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(4) 自立のための就労支援

障がい者(児)が地域で自立した生活を送るためには、その能力や適性に応じ、より力を発揮できる社会へと転換していく必要があります。

そのため、就労へ移行することを目的とした事業や、働く意欲と能力のある障がい者が働けるよう関係機関と連携した就労支援を推進します。

※障害者基本法 … 資料編参照

※ノーマライゼーション … 障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ正常な社会であるという考え方。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 … 資料編参照

6. 【外国人をめぐる問題】

《現状と課題》

近年の国際化に伴い、わが国を訪問する外国人旅行者や居住する外国人は増加傾向にあります。

このような外国人の増加に伴い、言語、文化、習慣、価値観の違いから、近隣住民との摩擦や偏見、外国人労働者の就労に際しての差別、外国人への入居拒否など様々な人権問題が生じています。また、戦前からの歴史的経緯を背景に持つ韓国・朝鮮国籍等の特別永住者たちの多くは、日本で生まれ、育ち、生活をしているにもかかわらず、無理解や差別を受けているという現実があります。さらには、近年では、デモなどにおいて特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチが社会問題となっています。こうした行動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせるもので、許されることではありません。このようなことから、国においても、「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律***」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が2016(平成28)年に制定されました。

市民意識調査の結果をみると、「外国人に関する人権問題で、特に問題となっていると思われるもの」は、「外国語で対応できる病院等の整備が不十分」が31.8%と高く、次いで「地域とのふれあいや理解を深める機会が少ない」、「分からない」の順となっています。

市民及び外国人市民が、異なる文化や、習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重しあえる意識を育んでいくことができる環境をつくり、国籍や文化の違いにかかわらず、人権が尊重され、誰もが快適に生活できる地域づくりを進める必要があります。

《施策の方向性》

外国人に対する差別や偏見の解消に向け、外国人に対する正しい理解の浸透を図るための教育・啓発活動を充実するなど、外国人の人権を尊重する意識づくりを進めるとともに、外国人が地域社会の一員として受け入れられ、安心して充実した生活を送れるよう、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

(1) 外国人の人権を尊重する意識づくり

外国人の人権尊重についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

(2) 外国人が暮らしやすいまちづくり

外国人が安心して、また、自信を持って生活できる環境づくりに努めます。

(3) 共生と交流の促進

共生社会の実現に向け、異文化を学ぶ機会や各種交流の機会を充実するなど、国際理解・相互理解の浸透を図ります。

※本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 … 資料編参照

7. 【HIV感染者・ハンセン病患者等をめぐる問題】

《現状と課題》

HIV感染症は、その感染経路は限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能になりました。

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。今では、その治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、戦前からの誤った知識のために、強制隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する差別や偏見が存在しました。1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策が終結しても、差別や偏見が依然として残っている面があり、患者や元患者の高齢化もあり、社会復帰が遅れています。

このような中、2008(平成20)年の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律^{*}」の制定により、ハンセン病の元患者の福祉の増進や名誉回復等のための措置を講じることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図ることとしました。

市民意識調査の結果をみると、「感染症患者に関する人権問題で、特に問題となっていると思われるもの」は、「その他」が47.5%と高くなっていますが、次いで「差別的な言動をされること」、「結婚を断られたり、離婚をせまられたりする」の順になっています。

HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の普及や、理解の促進を図り、患者や元患者、感染者、そしてその家族等に対する差別や偏見の解消のために、人権教育・啓発を今後も一層進めていく必要があります。

《施策の方向性》

感染症患者や元患者などに対する差別や偏見の解消、プライバシーの保護、人権に配慮した感染症の予防・まん延防止に向け、感染症に対する正しい理解の浸透を図るための教育・啓発活動を充実するなど、感染症患者などの人権を尊重する意識づくりを進めます。

※ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 … 資料編参照

8. 【インターネットによる人権侵害】

《現状と課題》

近年、インターネット等の情報に関する技術革新はめざましく、携帯電話(スマートフォン)等の情報端末や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などの急速な普及によって、「いつでも・どこでも・だれでも・簡単に」情報の発信や交換ができるようになり、私たちの日常生活において多くの利便性をもたらしています。

その一方で、個人情報の流出や悪用、コンピュータウイルスの侵入、個人に対するひぼう・中傷や差別的な内容の書き込みなど、さまざまな人権侵害につながる事例も多数発生しており、市民意識調査の結果をみても、人権問題の関心度については「障がい者」に続き「インターネットによる人権問題」が高くなっていることから、その対応策が求められています。

このため、インターネット上の人権侵害や個人情報の流出などプライバシーに関わる問題に対しては、一人ひとりの意識向上が重要になります。個人情報保護の学習や、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための取組を進める必要があります。

《施策の方向性》

情報化社会における人権侵害を防止するため、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を利用する上でのモラルや責任についての理解を促進する教育・啓発活動に取り組みます。

また、個人情報をめぐる問題では、情報管理上の不備から個人情報の流出が深刻化しています。個人情報を保有する市においては、「日田市個人情報保護条例」を遵守・徹底し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、関係機関等への啓発活動を推進します。

9. 【さまざまな人権問題】

(1) 性的少数者

性的少数者(性的マイノリティ)には、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体の性と心の性が一致しない人)といった人々がいて、頭文字をとってLGBTともいいます。このような人々は、少数派であるがために周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたり、大きな苦しみを抱いているのが現状です。

性的少数者の人々が偏見・差別等の人権侵害を受けることのないよう、人権教育・啓発を推進し、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指します。

(2) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、その事件によって直接被害を受けるだけではありません。心ない人々の言動などにより名誉・心情を傷つけられたり、マスメディアの行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりするなどの二次的被害を受けることがあります。

その対策として、2004(平成 16)年には犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「**犯罪被害者等基本法***」が制定されました。

こうした動向を踏まえ、関係機関や地域ボランティア等との連携を深め、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進します。

※犯罪被害者等基本法 … 資料編参照

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、^{しんし}真摯な更生の意欲があっても、これらの人々の社会復帰を妨げる根強い偏見や差別意識があります。さらに、本人のみならずその家族や親族にまで及ぶことがあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。

(4) その他の人権問題

その他にも、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮当局による拉致問題は、問題解決のために市民一人ひとりが関心と認識を持つことが求められています。また、2011(平成 23)年に発生した東日本大震災により、長期間の避難生活をおくる被災者への差別等や、放射能汚染等に基づく差別的取扱い等の人権問題は、正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い偏見と差別をなくすことが必要です。

その他、自殺防止の取組やホームレスの問題など、人権問題は多様であり、今後も社会情勢の変化に伴い新たな課題が生まれてくることが考えられます。すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会を目指して、あらゆる課題に対応できるよう努めます。

第3章 人権施策の総合的な推進

I. 人権教育・啓発の推進

人権施策における主要な柱は、人権教育・啓発の取組といえます。

人権教育・啓発の目的は、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を大切に、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、互いの尊厳や価値を尊重しようとする意識や意欲、態度を育て、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力をつけていくことです。

そのためには、あらゆる場を通じ、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育及び啓発を行っていかねばなりません。

1. あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

(1) 就学前教育

認定こども園、保育所や幼稚園といった教育・保育施設は、乳幼児が家族以外の人間と集団生活をおくる初めての場であり、人間形成の基礎を培う重要な時期でもあります。

これら施設での生活の中では、社会生活における望ましい習慣や態度、豊かな心を育てるための教育・保育が求められます。その際、少子化や核家族等の進展により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域との連携を一層深めることが大切です。

このため、育児に関する悩みの相談や指導を行う家庭児童相談室など、相談・支援体制を充実し、教育・保育施設においては、家庭での生活を基に、人との関わりの中で他者の存在を尊重し、人を大切にすることを養う等、人権感覚の芽生えをはぐくむ取組に努めます。

また、保育士・幼稚園教諭が様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深め、自らの人権意識を高めるよう人権研修の充実に努めます。

(2) 学校教育

義務教育学校においては、「自他の人権を大切にし、ふるさとを愛し、差別のない社会を創造していく具体的な行動ができる児童生徒の育成」をめざします。そのために、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」の理念を踏まえ、人権が尊重される「学習活動づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」を基盤に、学校教育活動全体を通じた人権教育・啓発を推進していく必要があります。

まず、協働的に学び合う授業実践等による学力の保障や、人権課題についての正しい知識の習得と人権感覚を育成するための人権学習を系統的に進めます。特に、自己肯定感の育成を基盤に、主体的・実践的な学習ができるように体験的参加型学習等の指導方法を工夫します。

また、いじめなどの人権侵害や不登校等に対する児童生徒の相談体制の充実に図り、未然防止と早期発見・対応の組織的体制の構築を図ります。

教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるため、差別の現実や情報化・多様性社会等の情勢に即した実効性のある教職員研修を実施します。

さらに、社会教育と連携した保護者や地域住民への人権教育・啓発や小・中学校をはじめ、関係機関・団体や他校種間と連携した人権教育の取組を推進します。

その他、家庭の経済状況にかかわらず教育の機会均等を保障するため、就学援助事業や奨学金制度の周知・充実を図ります。

(3) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点から、学習課題の一つとして人権問題に取り組み、市民一人ひとりが様々な人権問題を自らの課題としてとらえ、生活の中で実践していく感性を身につけることが重要です。

そのため、公民館等の社会教育施設においては、関係機関、団体との連携を図りながら、講座や交流活動、参加体験型学習などによって、人権に関する多様な学習機会の充実と、指導者の養成に努め、人権教育を積極的に推進します。

(4) 家庭・地域

家庭や地域は、他人を思いやる心や生命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に、子どもにとっては、基本的な生活習慣やルール、マナー等を身に付けるなど、人格を形成する上で、極めて大きな役割を果たしています。

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められることから、学校、育友会及び公民館との連携を図りながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習できる機会を提供します。

(5) 企業

近年、企業や団体等を取り巻く環境は大きく変化しています。経済活動のグローバル化の進行、地球環境問題に関する関心の広がり、人権意識の高まり等に伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的責任や社会貢献が重要視されています。

このような中、企業の社会的責任(CSR[※])という考え方が定着しつつあります。これは、企業の活動において、社会的公正や人権・環境への配慮を組み込み、消費者、地域社会、従業員などに対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める、という考え方です。

無責任な行動をとる企業に対しては強い批判が寄せられ、経営の根幹に大きなダメージを与える場合もあります。このため、企業では、職場における各種ハラスメント[※]や、性別による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりのほか、就職の機会均等を図る公正な採用選考システムの確立など、常に人権に配慮した取組が求められています。

このため、市では、企業において人権意識を高めるための人権教育・啓発活動が積極的に推進されるよう、企業内研修の講師のあっせん、研修教材・情報の提供などの支援に努めます。

※CSR … corporate social responsibility の略語。

※ハラスメント … 嫌がらせが行われる状況や場所によって、いろいろなハラスメントが存在する。

○セクシュアル・ハラスメント … 相手側の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者のみならず、様々な生活の場で起こりうるもの。

○パワー・ハラスメント … 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行うこと。

○マタニティ・ハラスメント … 妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取り扱いをすること。

(6) 特定の職業に従事するもの

行政職員、教職員、社会教育関係者、医療福祉関係者など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務にあたる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、これら特定の職業に従事している者に対して、それぞれの関係機関が行う様々な人権課題に関する研修等の取組に対して積極的に支援を行います。

①市職員等

市職員及び市の施設で業務にあたる職員は、豊かな人権感覚を身につけ、人権に配慮した行政執行に努めなければなりません。

そのためには、すべての職員があらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深め、それぞれの職務に応じた人権意識の高揚が図られるよう研修の充実に努めます。

具体的には、体系的な人権研修の実施とともに、すべての部課における研修の充実、常に人権意識を持った職員の養成に取り組みます。

また、人権問題をより身近なものとするため、人権研修を職員の主要研修と位置付け、職員が人権尊重の視点に立って日常の業務を遂行していくとともに、地域においても人権啓発活動ができるような人材の育成に努めます。

②教職員等

学校において、児童・生徒一人ひとりの人権意識を高める人権教育を推進するためには、教職員等自らが人権問題に関する知的理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることが重要です。

また、教育関係者全員が児童・生徒の人権意識に関する現状や課題を的確に把握し、共通意識として問題解決のための研修を実施することが必要となります。

そのために、研修内容の充実や手法の工夫・改善を行い、各学校の実態に応じた効果的な研修の実施に努めます。

③社会教育関係者

社会教育主事や公民館職員に対しては、これまで人権問題に関する研修を実施し、社会教育分野における人権教育の推進を図ってきました。今後は、地域社会において、人権教育を先頭に立って推進していくリーダーとしての資質の向上を図り、社会教育における人権教育の指導体制の充実に努めます。

④福祉関係者

高齢者や障がい者(児)、子育て等に関する相談が多様化する中、高齢者福祉や障がい者(児)福祉担当職員、保育士、家庭児童相談員など福祉行政職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員など福祉関係業務の従事者は、専門知識の習得はもとより、人間の尊厳と個人の身上に関する秘密を守るなど、人権意識に根ざした実践行動が求められます。

このため、各種研修等において人権問題を組み入れるなど、福祉関係者に対する人権教育を推進するとともに、福祉関係事業所ごとの人権研修が積極的に取り組まれるよう支援します。

⑤医療・保健関係者

病院・診療所などの医療業務に携わる医療関係職員や健康相談、訪問看護・指導等を行う保健関係者などについては、個人の生活に深い関わりを持つ業務を担っています。このため、患者などを個人として尊重するとともに、プライバシーや個人情報保護の保護に努めるなど、人権に配慮した対応を行う必要があります。

今後は、関係機関等の協力を得て、これらの業務に携わる職員が人権問題を正しく理解し、実践できるよう人権意識の高揚を図るための研修の充実に努めます。

2. 人権教育・啓発の効果的な推進

本市では、人権尊重の理念を市が実施するすべての施策に共通する基本理念とし、市役所組織による推進体制の強化、施策の総合的かつ効果的な推進等に努めるとともに、幅広い市民の参画と協働のもとに「人権尊重・共生社会」の実現に向けて着実に進めていきます。

(1) 学習の場の提供

本市では、社会教育施設として、一地区一公民館が設置されています。学習ニーズや地域の実状にあった多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館が果たす役割は重要となります。

地域における人権教育を推進するための中核的施設として、学級・講座の開設等を通じ人権に関する学習機会の充実に努めます。

また、公民館等への情報提供に努めるとともに、市民の学習・交流の場となる地区集会所や人権啓発センター等、施設の充実と利用促進を図ります。

(2) 学習内容の充実

市民一人ひとりが日常生活の中で、人権問題に関心を持つとともに、主体的・継続的に学べるようにするためには、各種研修会・講演会やイベントなどの内容の工夫・改善を図ることが重要となります。

今後は、体験的参加型学習や交流学習を取り入れるなど効果的な手法を研究し、内容の充実に努めます。

(3) 人材の育成・活用

幅広く市民への人権教育・啓発を進めていくためには、関係機関・団体等との連携のもと、行政、教育機関、企業、各種団体等の研修会や学習会において、人権問題について指導・助言ができる人材(人権講師)の養成が必要です。

本市では、各自治会の町内人権啓発推進員や市職員の人権・同和問題啓発研修推進員、企業の代表者等を対象に人権学習会を開催し、指導者としての資質向上に努めてきましたが、今後も、さらに、地域や民間の諸団体、有識者などとの連携を深め、これらの人材の育成に努めます。

さらに、国や県、民間団体の実施する各種研修会等も活用しながら、指導者としての資質向上に努めていきます。

(4) 教材の整備・活用

人権教育・啓発活動を促進するため、部落差別問題をはじめとする重要課題のほか、新たな人権の課題に関する教材を人権啓発センターに整備し、地域や職場での研修における活用促進に努めます。

また、学校教育においては、それぞれの発達段階や人権課題に応じた教材の整備と活用を図り、人権教育に関わる学習を効果的に進めます。

(5) マスメディアの活用

人権教育・啓発を効果的に行うために、マスメディア*を活用し、積極的な情報提供を行います。

※マスメディア … 新聞社、出版社、放送局など特定少数の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等のメディア（媒体）を指す。マスメディアにより実現される情報の伝達をマスコミュニケーション（マスコミ）という。

II. 相談・支援・権利擁護の充実

人権相談及び被害者の支援については、国や県、市に相談窓口が設けられ、必要により支援策が講じられています。

しかし、相談内容の多様化、複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築を進めるなど、相互の連携強化に努めるとともに、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談・支援を担当する職員の資質の向上を図りながら、市民が人権問題に関して、安心して気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

また、2016(平成 28)年度に実施した市民意識調査では、前回と同様に行政機関等への相談が依然として少ないことから、より一層相談窓口の周知に向けた取組を推進します。

第4章 推進体制等の充実

1. 全庁的な推進体制

人権に関する施策は、様々な分野にまたがり、本計画をより実効性のあるものにするためには、市役所あげての全庁的な取組が必要です。

このため、様々な人権問題の解決に向け、全庁的な組織である「日田市人権施策推進本部」が中心となり、各部署の横断的な連携や緊密な調整を図りながら、人権関連の各施策の推進に取り組みます。

各部署においては、本計画の趣旨や基本理念を十分に踏まえ、それぞれの施策に取り組みます。

2. 関係機関・団体等との連携・協力

人権関連の各施策を効果的に推進するため、国・県をはじめ、関係機関・団体等（NPO※を含む）との連携・協力体制の充実強化を図ります。

特に、市民に対する人権啓発を一層推進していくためには、NPO等の民間団体と連携した取組が重要であることから、その育成と活用に努めます。

また、企業や市民団体等の人権に関わる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進め、本計画の実効性を高めるよう努めます。

※NPO … 非営利組織 non profit organization の略語、営利を目的とせず社会貢献を目的として活動する民間の団体。

3. 計画の推進期間と見直し

本計画は、中長期的な計画とし、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

【資料編】

| | |
|--------------------------------------------------|----|
| 1. 日田市部落差別等をなくし人権を守る条例 | 27 |
| 2. 世界人権宣言（抜粋） | 28 |
| 3. 日本国憲法（抜粋） | 30 |
| 4. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 32 |
| 5. 同和対策審議会答申（抜粋） | 33 |
| 6. 地域改善対策協議会意見具申（抜粋） | 35 |
| 7. 部落差別の解消の推進に関する法律 | 37 |
| 8. 男女共同参画社会基本法（抜粋） | 38 |
| 9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋） | 40 |
| 10. 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋） | 41 |
| 11. いじめ防止対策推進法（抜粋） | 43 |
| 12. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋） | 45 |
| 13. 障害者基本法（抜粋） | 46 |
| 14. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋） | 48 |
| 15. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋） | 49 |
| 16. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抜粋） | 50 |
| 17. 犯罪被害者等基本法（抜粋） | 51 |
| 18. 日田市人権施策推進本部設置要綱 | 53 |

日田市部落差別等をなくし人権を守る条例

1995(平成7)年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法を基本理念とし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図ることにより、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 前項に規定する事項の推進に当たっては、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(市の施策)

第4条 市長は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、啓発活動、教育対策等に関する施策の推進に努めるものとする。

(協議会)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策及びその推進に関する事項を協議するため、協議会を設置する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世界人権宣言（抜粋）

1948(昭和23)年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、…（略）…

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、…（略）…

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条（自由平等）

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条（権利と自由の享有に関する無差別的待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 …（略）…

第三条（生命、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条（奴隷の禁止） 第五条（拷問の禁止）

第六条（法による保障）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条（法の下での平等）

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条（裁判による救済） 第九条（拘束等の制約） 第十条（刑事裁判を受ける権利）

第十一条（無罪の推定等） 第十二条（プライバシーの保護） 第十三条（移動と居住の自由）

第十四条（迫害から避難する権利） 第十五条（国籍を有し、変更する権利）

第十六条（婚姻及び家族の権利）

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条（財産権）

第十八条（思想、良心及び宗教の自由）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条（意見及び表現の自由）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条（結社の自由） 第二十一条（参政権）

第二十二条（社会保障の権利）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条（労働の権利）

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3…（略）… 4…（略）…

第二十四条（休息の権利） 第二十五条（生存権、母と子の権利）

第二十六条（教育の権利）

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。…（略）…

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。…（略）…

3 …（略）…

第二十七条（社会に対する権利）

第二十八条（国際社会等との関係）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条（社会に対する義務）

1 …（略）…

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 …（略）…

第三十条（破壊行為の適用除外）

日本国憲法（抜粋）

1946(昭和21)年11月3日公布

《前文中段》日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第一章【天皇】（第一条～第八条） 第二章【戦争の放棄】（第九条）

第三章【国民の権利及び義務】

第十条（国民たる要件）

第十一条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条（平等原則等）

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十五条（参政権） 第十六条（請願権） 第十七条（公務員の不法行為による損害の賠償）

第十八条（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条（信教の自由）

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十三条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第二十五条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条（勤労者の団結権及び団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条（財産権）

第三十条（納税の義務）

第三十一条（生命及び自由の保障と科刑の制約）

第三十二条（裁判を受ける権利）

第三十三条（逮捕の制約）

第三十四条（抑留及び拘禁の制約）

第三十五条（侵入、捜索及び押収の制約）

第三十六条（拷問及び残虐な刑罰の禁止）

第三十七条（刑事被告人の権利）

第三十八条（自白強要の禁止等）

第三十九条（遡及処罰、二重処罰等の禁止）

第四十条（刑事補償）

第四章【国会】（第四十一条～第六十四条）

第五章【内閣】（第六十五条～第七十五条）

第六章【司法】（第七十六条～第八十二条）

第七章【財政】（第八十三条～第九十一条）

第八章【地方自治】（第九十二条～第九十五条）

第九章【改正】（第九十六条）

第十章【最高法規】

第九十七条（基本的人権の由来特質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条（憲法尊重擁護の義務）

第十一章【補則】（第百条～第百三条）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

前 文

…(略)…いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。…(略)…

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。…(略)…

世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しよう、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。…(略)…実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。…(略)…

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重要である。

…(略)…

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の

根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

2 同和問題の概観（略）

第2部 同和対策の経過

1 部落改善と同和対策（略） 2 解放運動と融和対策（略） 3 現在の同和対策とその評価（略）

第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を拠りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要があると認められる。

- A 社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施しなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。
 - B 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別はふるい因習や迷信と無関係ではありえない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。
 - C 同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば多年の懸念である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は、このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進されなければならない。
- 1 環境改善に関する対策（略）
 - 2 社会福祉に関する対策（略）
 - 3 産業職業に関する対策（略）
 - 4 教育問題に関する対策（略）
 - 5 人権問題に関する対策（略）

結 語

同和行政の方向（略）

地域改善対策協議会意見具申（抜粋）

1996(平成8)年5月17日

1 同和問題に関する基本認識

…（略）…（大戦や地域紛争が続いた20世紀を経験した）人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。…（略）…世界平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

1965（昭和40）年の同和対策審議会答申（同対策答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかねなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。…（略）…

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯（略）

(2) 現状と課題

① 現状（略）

② これまでの成果と今後の主な課題

（1993（平成5）年同和地区実態把握等調査の結果からみて）これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価（略）

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。…（略）…

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

…(略)…同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかねばならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。…(略)…

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。…(略)…

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化 (略)

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行 (略)

(4) 今後の施策の適正な推進 (略)

(5) その他 (略)

部落差別の解消の推進に関する法律

2016(平成28)年12月16日法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

1999(平成11)年6月23日法律第78号
最終改正：1999(平成11)年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

・・・・・・・・(略)・・・・・・・・

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

2015(平成27)年9月4日法律第64号
最終改正：2017(平成29)年3月31日法律第14号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等（第五条～第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条～第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条～第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条～第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条～第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条～第三十四条）

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

2000(平成12)年5月24日法律第82号
最終改正：2017(平成29)年6月21日法律第69号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（第八条～第十九条） （略）

附則（略）

いじめ防止対策推進法（抜粋）

2013(平成 25)年 6 月 28 日法律第 71 号
最終改正：2016(平成 28)年 5 月 20 日法律第 47 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(第九条、第十条) (略)

第二章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(第十一条、第十二条、第十四条) (略)

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(第十六条～第二十一条) (略)

第四章 いじめの防止等に関する措置 (第二十二条～第二十七条) (略)

第五章 重大事態への対処 (第二十八条～第三十三条) (略)

第六章 雑則 (第三十四条～第三十五条) (略)

附則 (略)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

2005(平成17)年11月9日法律第124号
最終改正：2017(平成29)年6月2日法律第52号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（第二条第五項～第五条） （略）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 （第六条）（略）

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（第八条～第十九条） （略）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 （第二十条～第二十五条）（略）

第四章 雑則（第二十六条～第二十八条）（略）

第五章 罰則（第二十九条～第三十条）（略）

附則 （略）

障害者基本法（抜粋）

1970（昭和45）年5月21日法律第84号
最終改正：2013（平成25）年6月26日法律第65号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条～第三十条）（略）

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第三十一条）（略）

第四章 障害者政策委員会等（第三十二条～第三十六条）（略）

附則（略）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

2013(平成25)年6月26日法律第65号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（第二条）（略）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

（第六条）（略）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（第九条～第十三条）（略）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条～第二十条）（略）

第五章 雑則（第二十一条～第二十四条）（略）

第六章 罰則（第二十五条～第二十六条）（略）

附則（略）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋）

2016(平成28)年6月3日法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則（略）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抜粋）

2008(平成20)年6月18日法律第82号

最終改正：2014(平成26)年11月27日法律第121号

前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等についても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(第四条～第六条) (略)

(第二章～第五章) (略)

附則 (略)

犯罪被害者等基本法（抜粋）

2004(平成16)年12月8日法律第161号
最終改正：2015(平成27)年9月11日法律第66号

前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

(第八条第二項～第十条) (略)

第二章 基本的施策 (第十一条～第十八条) (略)

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(第二十条～第二十三条) (略)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議 (第二十四条～第三十条) (略)

附 則 (略)

日田市人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人権施策について、庁内における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、日田市人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策の計画及び推進に関すること。
- (2) 人権施策の推進に係る連絡及び調整
- (3) その他人権施策に関して必要な事項

(組織及び運営)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 本部会議における必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、常任幹事及び幹事で組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する常任幹事がその職務を代理する。

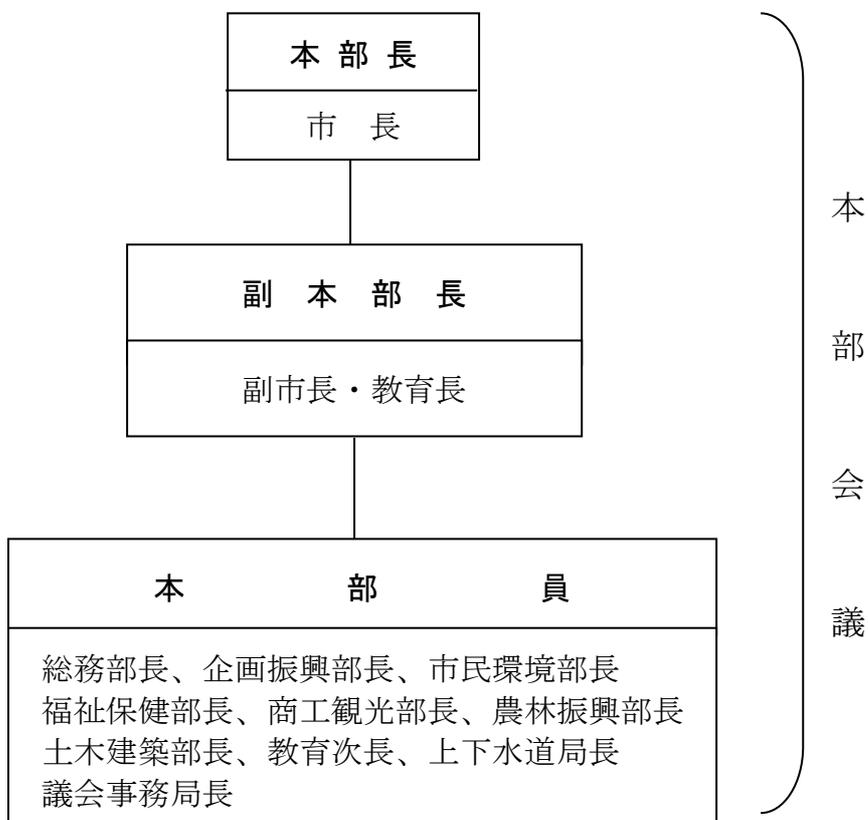
(庶務)

第5条 本部及び幹事会の庶務は、市民環境部人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。

日田市人権施策推進本部



別表第2… (省略)

日田市人権施策基本計画（改訂版）

令和3年3月

編集・発行 日田市 市民環境部
人権・部落差別解消推進課
〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号
電話(0973)23-3111